

南城市民の方へ

南城市産後ケア事業のご案内

南城市では、出産後の育児への不安や自分のペースで過ごせないストレスなどが重なり、特に支援が必要な産婦さんと赤ちゃんを対象に「産後ケア事業」を実施しています。産婦さんと赤ちゃんへ心身のケアや育児のサポートを行い、利用にかかる費用の一部を南城市が負担します。

	① 南城市に住民票がある、産後1年未満の <u>お母さんと赤ちゃん</u> ② お母さんのからだと心のケアや栄養、休息等を必要とされる方 ③ 育児に関する相談やアドバイスを必要とされる方
ケアの内容	・産後のからだところのケアや休養に関する相談 ・赤ちゃんの健康や発育の観察 ・沐浴、授乳等の育児手技の相談・・・など



利用の流れ

①相談

南城市役所健康増進課に「産後ケア事業を利用したい」旨をご相談ください。
※産婦さんのご家族からの相談も可能です。



②面談

担当保健師等が利用者さんと面談し、心身の健康状態や育児の不安などについてお話を伺います。



③申請

①南城市産後ケア事業利用申請書兼同意書

②課税状況を確認できる書類(非課税世帯のみ)

※前年度1/1時点で南城市に住民票がない方は前住所地より課税証明書を発行して頂く場合があります。



④決定

申請後、10日～2週間程で南城市より「南城市産後ケア事業承認通知書（利用券）」が届きます。内容を確認してください。



⑤利用開始

「南城市産後ケア事業承認通知書（利用券）」が届きましたら、利用券に記載されている実施機関へご自身で連絡を行い、利用日及びケア内容の調整をして下さい。

⑥利用料
の支払い

自己負担額、キャンセル料は直接、実施機関へ当日お支払いください。

注意事項

※乳児だけの見守り・買い物・掃除・洗濯等の家事は行いません。

※感染症にかかっている場合や治療が必要な場合は、利用の対象外です。

※課税状況が確認できない場合は、利用料金免除の対象外となります。

★産後ケアだけでなく、担当保健師が産後～乳幼児期における子育てをサポートします。
お気軽にご相談ください。

【問い合わせ・相談先】

南城市役所 健康増進課 母子保健係 TEL:098-917-5324（土日祝日を除く8:30～17:15）

利用できる実施機関

実施機関	所在地・連絡先	訪問型	通所型		宿泊型
			3 時間	6 時間	
うえむら病院	中城村字上原803-3 TEL 098-895-3535			○ (生後2か月未満)	○ (生後2か月未満)
ゆいクリニック	沖縄市登川2444-3 TEL 098-989-3801		○ 双子要相談	○ 双子要相談	○ (生後6か月まで) 双子 の受入れ難しい 母子同室
母乳育児相談室 春	南城市佐敷字新開1-226 TEL 090-5740-1411	○	○		
エナ・助産所	南風原町津嘉山836-10 TEL 090-1347-0341		○	○	
ママケアハウス・ さくら	与那原町字上与那原207-1 TEL 090-1347-0341		○	○	
かみや母と子の クリニック	糸満市阿波根1552-2 TEL 098-995-3511		○ (生後8か月未満)	○ (生後8か月未満)	
助産院珊瑚	糸満市糸満509 TEL 090-1943-9511		○	○	
たごもり助産院	豊見城市豊崎1-1184(305) TEL 080-5286-6110		○	○	
b i r t h	那覇市首里大名町2-66 TEL 080-9857-1225	○ グリーフケ アのみ	○	○	
糸数病院	那覇市泊1-28-1 TEL(予約) 098-894-3165		○ (生後4か月未満)	○ (生後4か月未満)	○ (生後4か月未満)
南部徳洲会病院	八重瀬町外間171番地1 TEL 098-998-3221		○ (生後3か月未満)	○ (生後3か月未満)	
コソヨシ小児・母子 訪問看護ステーション	南風原町津嘉山617-15 TEL 098-889-2525	○			
こずえ助産院	豊見城字与根336-7 TEL 090-2392-1403	○	○ 双子不可	○ 双子不可	

利用料金

事業の種類		利用回数	利用額	基準額 (市の負担)	未届けの利用変更等 のキャンセル料
			1～5回目		
訪問型 (3時間)			0 円	1 2,000 円	1,200 円
通 所 型	(3時間)		0 円	1 2,000 円	1,200 円
	(6時間)		0 円	2 4,000 円	2,400 円
宿泊型(1泊2日)			2,000 円	4 5,000 円	4,500 円
利用回数		5 回まで (訪問型・通所型・宿泊型を合わせて利用できます。)			

【利用にあたっての注意事項】※利用する前に必ずお読み下さい。

※事業を利用する際に、実施機関に「南城市産後ケア事業利用承認通知書(利用券)」「母子健康手帳」を提示して、必要事項(利用日、ケアの方法、利用施設)の記載と押印をお願いして下さい。

※宿泊型・通所6時間型の食事代は自己負担になります。

※上限回数を超過して利用した場合は全額自己負担となります。基準額を直接実施機関へお支払い下さい。

※キャンセルする場合は、利用予定日前日17時までに必ず実施機関に連絡してください。連絡がない場合は、キャンセル料が発生するとともに1回利用したものとみなします。

キャンセル料は直接実施機関へお支払い下さい。

※市民税非課税世帯、生活保護世帯は利用料金、キャンセル料は免除。食事代の負担あります。